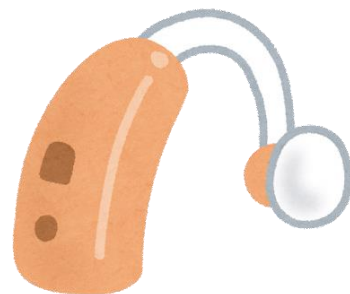


補聴器購入費の一部を助成します

難聴者に、補聴器購入費用を一部助成することで、日常的な生活の質やコミュニケーション能力の向上、社会参加の促進等を図ることを目的として、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上の人を対象に補聴器購入費の一部を助成します。



対象者

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の程度で、次の要件をすべて満たす人

- 関川村内に住所がある18歳以上の人。
- 両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない人。なお、医師が装用の必要を認めた場合は、40デシベル未満も対象となります。

助成額

助成対象者の世帯区分	算定基礎となる額	助成上限額
生活保護世帯・村県民税非課税世帯	購入費の額	5万円
村県民税課税世帯	購入費額の1/2	2万5千円

※助成の交付を受けてから5年を経過するまでは、再申請はできません

問い合わせ

関川村役場 健康福祉課福祉保険班

電話：64-1472（直通）

申請の流れは裏面

申請に必要なもの

- 申請書（様式第1号）
- 意見書（様式第2号）
- 補聴器の見積書



申請の流れ

①申請書類の受け取り

関川村役場健康福祉課で「申請書」と「意見書」の用紙を受け取ります。（村ホームページからもダウンロード可）

②補聴器購入助成意見書の作成依頼

医療機関を受診し、医師から「意見書」を作成してもらいます。意見書の作成は、身体障害者福祉法による指定医師に限られます。

③申請書の提出

関川村役場健康福祉課に必要書類を添付し、申請書を提出してください。後日、村から「決定通知書」と「給付券」を送付します。

④補聴器の購入

「決定通知書」が届いたら、見積書を作成した販売事業者に「給付券」を提出し、給付券に記載された利用者負担額を支払い、補聴器を購入します。